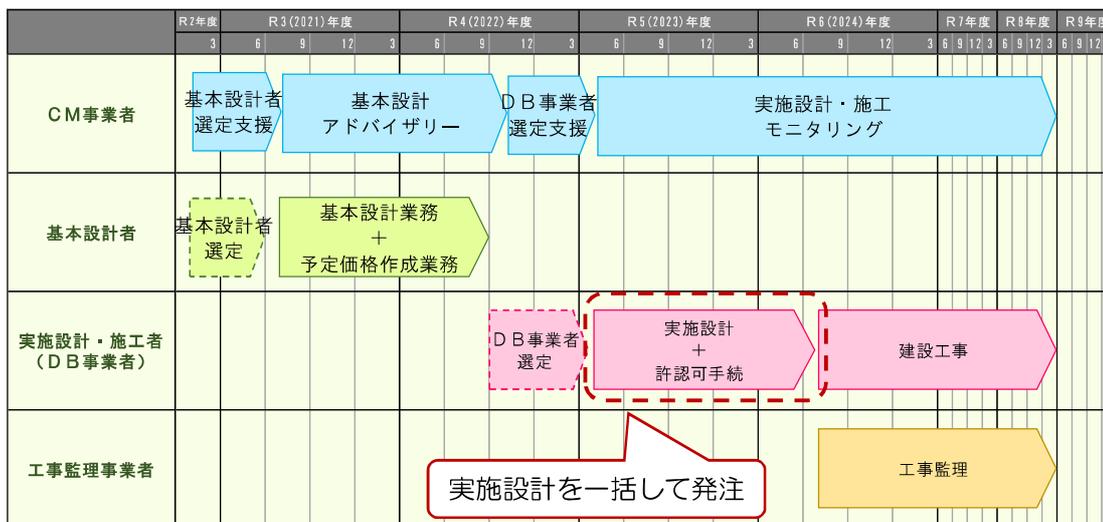


複合施設整備事業の進捗について

1 実施設計・施工（以下「DB」という。）事業者の選定方法

(1) 前回会議内容の確認

複合施設のDB業務の発注方式については、DB事業者からの幅広いVE提案を受け入れるため、基本設計者が実施設計の建築総合・意匠を担う実施設計分割型DB方式を変更し、施工者が全ての実施設計業務を担う「実施設計・施工一括方式」を採用しました。



(2) 公告の概要

ア 公告日

令和4年11月1日

イ 業務名

厚木市複合施設整備事業設計施工一括型業務

ウ 発注方式

公募型プロポーザル方式

エ 業務内容及び事業費上限額

(ア) 設計業務（上限額：896,720千円）

実施設計、設計意図伝達、施工計画、コスト管理等

(イ) 施工業務（上限額：27,029,398千円）

先行解体等工事、複合施設本体建築工事、新立体駐車場建築工事等

オ 特定委員会（敬称略）

役職	氏名	所属等
委員長	山崎 俊裕	東海大学 教授
副委員長	上前 行男	厚木市 副市長
委員	松井 正宏	東京工芸大学 教授
委員	山本 佳嗣	東京工芸大学 准教授
委員	鈴木 徹	厚木市 許認可担当部長
委員	内藤 悟	厚木市 市街地整備担当部長

(3) 事業者決定までのスケジュール

※ 事業の進捗により変更の可能性があります。

No.	年月	対象	会議名等
1	令和4年11月1日	DB事業者	公告
2	令和4年11月29日	DB事業者	参加表明書等 提出
3	令和5年1月30日	DB事業者	VE提案個別ヒアリング
4	令和5年2月3日	庁内	複合施設等庁内検討委員会 (VE提案内容の共有)
5	令和5年2月6日	選定委員会	事業者選定特定委員会 (VE提案採否の決定)
6	令和5年2月10日	DB事業者	VE提案 採否結果通知
7	令和5年2月28日	DB事業者	技術提案書等 提出
8	令和5年3月2日	選定委員会	事業者選定特定委員会 (技術提案書の共有)
9	令和5年3月14日	選定委員会 DB事業者	事業者選定特定委員会 (プレゼンテーション、受注候補者の特定)
10	令和5年3月23日	庁内	庁内会議① (受注候補者、次点候補者の承認)
11	令和5年3月23日	庁内	庁内会議② (受注候補者、次点候補者の報告)
12	令和5年3月27日	議会	市議会報告 (受注候補者、次点候補者の報告)
13	令和5年3月下旬	DB事業者 市民の皆様	受注候補者、次点候補者 通知 HP掲載、記者提供

2 DB事業者の選定後の事業の進め方

(1) DB業務の契約に当たっての留意事項

DB業務は、47カ月と長期にわたる契約となることから、次の事項を考慮する必要があります。

ア 資材の先行発注を可能にし、早期竣工を目指すこと。

イ 工事請負契約時のVE提案及び積算事業費の精度をできる限り高めること。

(2) DB業務の契約方法 — 多段階契約方式（設計交渉・施工タイプ）

ア DB業務の契約に当たり、業務全体を総括した事業協定を締結します。

イ 上記(1)を考慮し、DB業務を①実施設計業務、②先行解体工事、③本体建設工事の3業務に分けて契約します。

R4年度	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度				R9年度				
12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
R04.11-05.03 DB事業者選定																					
		▼事業協定 締結																			
		R05.05-06.07 ①実施設計業務																			
		R05.06-06.03 ②先行解体工事																			
		R05.10-09.03 ③本体建設工事																		その他 付帯工事	

DB参加事業者からのVE提案について

1 VE提案

(1) VE提案書作成要領の確認

ア VE提案の目的

- (ア) 工事費等の縮減
- (イ) 工期の短縮
- (ウ) 品質・性能の向上

イ VE提案を求める範囲

DB参加事業者からの提案による建物の品質・性能が要求水準書等に示されたものと同様以上であると市が判断する場合に限り、要求水準を満たす範囲で建物の品質・性能を改善する提案を認めることとします。

ウ VE提案を認めない範囲

- (ア) 複合施設の庁舎機能、図書館機能、未来館機能の配置を変更するもの
- (イ) 複合施設の各機能を結ぶ機能として中心に配置した「広場のスペース」を変更するもの
- (ウ) 複合施設の階層構成及び各階の配置機能を変更することにより、求める機能連携・近接配置が成立しない又は必要機能が不足するもの
- (エ) 各機能面積が5%以上低減するもの又は必要機能が不足するもの
- (オ) 外観上、機能的な形状の庁舎側とサードプレイスに相応しい形状の広場側の区別がつかなくなるもの
- (カ) 避難安全検証法の適用が必要となるもの
- (キ) 事業期間が延びるもの
- (ク) 要求水準書・回答書等に示された建物の品質・性能を改善すると認められないもの

(2) 提案上限額とVEを加えた提案額の関係

DB参加事業者は、技術提案書提出時に

施工業務の提案上限額（約 270.3 億円） > VEを加えた提案額

とする必要があります。

2 DB参加事業者からのVE提案

(1) 提案一覧及び採否(案)

「別紙2」のとおり

(2) 区分別の効果額(案)

(単位：千円)

区分		提案		採用(案)	
		件数	金額※ ¹	件数※ ²	金額
建築意匠(A)		非公開		非公開	
構造・設備	構造(S)	非公開		非公開	
	電気設備(E)	非公開		非公開	
	空調設備(M)	非公開		非公開	
	衛生設備(P)	非公開		非公開	
	解体(D)・その他(O)	非公開		非公開	
小計		非公開		非公開	
総計		43	非公開	21	非公開

※1 同時提案が成り立たない提案についても双方の金額を計上しています。

※2 一部採用も1件として計上しています。

(3) 提出されたVE提案

別紙「第9-1号様式」、「第9-2号様式」のとおり

(4) 本委員会において、特に意見を求めたい事項

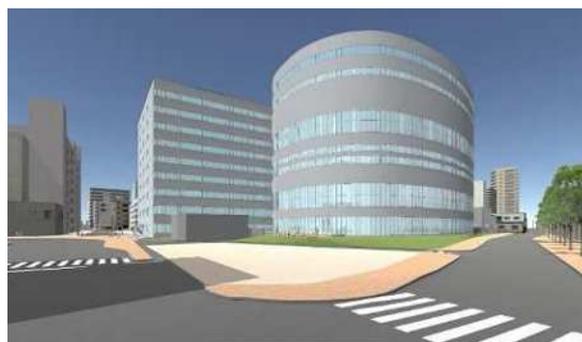
ア 採否が事務局案と意見が異なるもの

イ 一部を採用するものとし、DB参加事業者に対して、再度提出を求める提案
(事務局案：A-16、A-17、S-2、S-3)

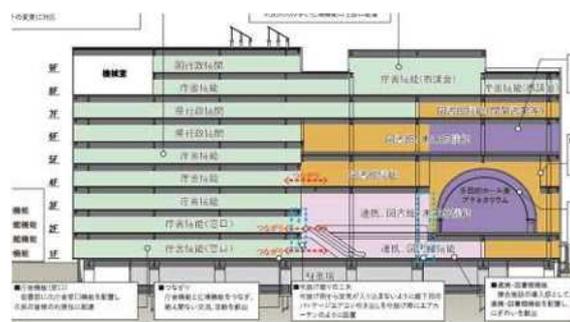
(5) 参考(基本設計完了時の計画)



配置計画



外観イメージ



断面計画

「別紙2 VE提案一覧及び採否(案)」、「第9-1号様式 VE提案総括表」及び「第9-2号様式 VE提案書」は、DB参加事業者の秘匿性の高い技術やノウハウが含まれていることから、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とします。